

鳥取県告示第256号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年5月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年4月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成24年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人共生コミュニティ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大田 健

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市日野町46-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、中心市街地及びその周辺の地域住民、高齢者、障がい者、農林水産業の担い手を志す者、農林水産業に関連する活動に携わる者に対して、みんなで土、人、地域を耕しながら様々な活動に関する事業を行い、よりよい地域づくりの実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。